

西海市税務だより (令和6年6月版)

【集合税とは】

西海市では、「市県民税」「固定資産税」「国民健康保険税」の納期をそれぞれ年間10期（毎年6月から翌年3月まで）に分割し、期別ごとに合算した税額を納付する方式を採用しています。これを「集合徴収」といい、集合徴収する3種類の税を総称して『集合税』と呼んでいます。（※「集合税」という税を徴収しているわけではありません。）

【市県民税について】

1. 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

●対象となる方

平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年12月末までの入居者で所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けている方

（※平成19年から平成20年末までに入居された方は、個人住民税の住宅ローン控除はありません。）

●控除額（以下のいずれか小さい額）

①所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（最高97,500円）

ただし、平成26年4月から令和4年12月までの入居者で特定の条件に該当する場合は、7%を乗じて得た額（最高136,500円）

●控除適用期間

10年間（所得税の住宅ローン特別控除の適用を受けている期間）

※ 消費税率10%が適用される住宅取得等については、住宅ローン特別控除の期間を3年間延長

2. 個人住民税の均等割の税率と森林環境税

市民税 3,000円 県民税 1,500円 森林環境税 1,000円

●県民税のうち、500円は森林保全のために使われます。

●令和6年度から国税である「森林環境税」が個人住民税の均等割の枠組みを用いて、1人年額1,000円が徴収されます。森林環境税は国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

※ 令和5年度まで東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、市民税・県民税ともに500円、あわせて1,000円引上げられていましたので合計額は令和5年度と同じです。

3. 個人住民税の定額減税について

別紙①をご覧ください。

【国民健康保険税について】

1. 税率

令和6年度	医療分（全被保険者）	支援金分（全被保険者）	介護分（40歳～64歳）
所得割（課税標準額）	8.4%	2.4%	2.3%
均等割（一人あたり）	24,000円	8,000円	10,000円
平等割（一世帯あたり）	22,000円	7,000円	6,000円
賦課限度額（課税上限額）	65万円	24万円	17万円

* 課税標準額…個人ごとに、総所得金額から基礎控除額（43万円）を差し引いた金額

2. 軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定について

課税の基礎となる所得が一定額以下であれば、均等割と平等割が次の基準により軽減されます。

軽減割合	前年中の世帯の総所得金額等
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下
5割	43万円+（29万5千円×被保険者数（※2））+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下
2割	43万円+（54万5千円×被保険者数（※2））+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

- （※1）給与所得者等の数とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者です。
一定の給与所得者とは、給与収入55万円超の者をいいます。
また、一定の公的年金等の支給を受ける者とは、65歳未満の方は60万円超、65歳以上の方は110万円超の支給を受ける者をいいます。
- （※2）被保険者数とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、移行後も今までの世帯に属している人を含みます。

3. 国民健康保険の異動手続きについて

国民健康保険に加入する時、国民健康保険をやめる時などには、異動手続きが必要です。
該当する方は14日以内に、健康ほけん課又は各総合支所市民課に、必ず届出をしてください。

4. 国民健康保険税の産前産後免除について

令和6年1月から国民健康保険税の産前産後の負担免除制度がスタートしました。
対象となる方などは次のとおりです。

●対象となる方

令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方
出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

●免除期間

その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の1ヶ月前から出産予定月（又は出産月）の2ヶ月後の計4ヶ月相当分が減額されます。
※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

●届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税の減額届出書
- ② 母子健康手帳等のお産予定日や多胎妊娠の事実を確認できる書類の写し

【固定資産税について】

●固定資産税の課税対象となる物件（土地・家屋）の詳細は、5月31日付で送付した「固定資産税課税明細書」でご確認ください。

※固定資産税の課税標準額が次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

【納税について】

●納付方法

西海市役所本庁・各総合支所・出張所のほか、納付書裏面記載の各金融機関・郵便局、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済で納付できます（ただし、利用できる納付書は、バーコードが印字されたものに限ります）。

また、口座振替の方法で納付することも出来ますのでご利用ください。（金融機関への申込が必要です。）。

なお、令和5年4月から、納付書に印刷されたeL番号またはeL-QRによる納付が可能となりました。詳しくは、地方税お支払いサイトのホームページをご覧ください。



※バーコード、eL番号またはeL-QRによるお支払いは、期限を過ぎると納付できない場合がありますのでご注意ください。

●税金は納期限内に納めましょう

税金は、定められた期限までに納税者のみなさまが自主的に納めていただくことになっています。納付を忘れて納期限を過ぎても納めていただけないときは、督促状等により納税を促しますが、それでも納めていただけない場合は、納期内納税者との公平を期すため、財産調査等を行ったうえで差し押さえなどの滞納処分手続きに入ります。

●納税相談

やむを得ない事情により納税ができない場合は、納期限までに債権管理課へご相談ください。

※内容にご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】

西海市役所 税務課

Tel：0959-37-0062

【納税相談については】

西海市役所 債権管理課

Tel：0959-37-0025

個人住民税の定額減税について

別紙①

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均等化されます。



② 普通徴収（集合税）（事業所得者等の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年7月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



その他

- 減税額については、納税通知書又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html)」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「[定額減税特設サイト](https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugerzei/index.htm)」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugerzei/index.htm>)

市税の単税化及び納税組合の 廃止についてのお知らせ

【集合税方式から単税方式へ】

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年5月に公布され、全国の地方公共団体において、国が提供する統一的な基準に適合した情報システムを利用することが義務付けられました。

現在西海市においては、集合税方式により個人住民税（普通徴収）、固定資産税及び国民健康保険税を一つの納税通知書、納付書等に併記して発行し、納期は6月から3月までの10期割りとしていますが、新しい情報システムを利用することにより、税目ごとに納税通知書、納付書等が発行する単税（各税目で徴収）方式へ移行します。

- 移行の時期 令和7年11月下旬（予定）
令和8年度からは単税方式へ変更されます。
- 法定納期の変更
住民税（普通徴収）、固定資産税：10期から4期へ変更予定
国民健康保険税：現行の10期を継続予定

【納税組合の廃止について】

新しい情報システムでは、納税組合での徴収に必要な各種帳票の作成等ができなくなります。

これに伴い納税組合による納付を廃止することになり、納税組合による納付をされていた方については、納付方法が変更となります。

- 廃止の時期 令和7年4月
- 廃止の税目 住民税（普通徴収）、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税
- 廃止後の納付方法
 - ①口座振替による納付 ※各金融機関での手続きが必要です
（十八親和銀行、長崎銀行、JA長崎西彼、九州信漁連、ゆうちょ銀行）
 - ②コンビニ納付
 - ③スマホ決済納付（PayPay、LINEPay）
 - ④地方税統一QRコードを利用した納付
（パソコン、スマホから読み取り）
 - ⑤窓口納付（金融機関、市役所本庁、各総合支所、出張所）※②から⑤は納付書による納付となります。

市では、納付に便利な口座振替による納付を推進しています